

福教庶発第292号

昭和63年6月8日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市教育委員会

委員長 木村 和男



第2回定例会における議事説明員の欠席について

議事説明員の委任者中、教育長 森 田 猛が入院治療のため、今次定例会を欠席させていただきますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

なお、教育次長 古 谷 正 夫にすべて委任いたしましたので併せてお願い申し上げます。

写

福総庶発第九百二十四号

昭和六十三年六月十日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

追加議案の送付について

昭和六十三年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第四十二号 福生市の一般職の職員の昭和六十三年六学期期末手当の支給割合を

定める条例

福生市長 石 川 彌 八 郎 ㊟

福生市議会

昭和六十三年六月十日

福生市議会 第九百二十四号

昭和六十三年六月十日

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次 殿

(第六号)

昭和六十三年六月十三日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一 番	田村正秋君
四 番	浜中輝夫君
七 番	佐藤慶二君
十 番	村野和一郎君
十三 番	遠藤洋一君
十六 番	井上寅吉君
十九 番	堀川實君
二十二 番	宮沢良一君

欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

二 十 三 番	二 十 番	十 七 番	十 四 番	十 一 番	八 番	五 番	二 番
仲 村 清 信 君	指 田 保 雄 君	上 野 重 勝 君	赤 星 行 人 君	松 山 清 君	林 田 武 君	須 釜 亮 次 君	大 森 進 君

三番	野口秀世君	六番	南木繁男君	九番	在原敏博君	十二番	原藤子君	十五番	齋藤巽君	十八番	小野沢久君	二十一番	東田正治君	二十四番	村尾栄次君
----	-------	----	-------	----	-------	-----	------	-----	------	-----	-------	------	-------	------	-------

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局長 須崎 進君 議事事務局次長 市川 昭利君
臨時速記 務補佐員 川久保 友子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君	助役 古谷 徳男君	収入役 高水 求君
教育長	企画財政部長 内田 和雄君	総務部長 浅見 裕康君
市民部長 小野 光朗君	福祉部長 石川 和夫君	建設部長 森田 進君
教育次長 古谷 正夫君	監査委員 佐藤 喜一郎君	選挙管理委員長 篠崎 寛君
	事務局長	

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十三年第二回福生市議会定例会議事日程（第二日目）
開議日時 六月十三日（月）午前十時

日程第一	一般質問
日程第五	陳情書の取り下げ願いについて
日程第六	報告第一号
日程第七	報告第二号
日程第八	報告第三号
日程第九	議案第二十八号
日程第十	議案第二十九号
日程第十一	議案第三十号
日程第十二	議案第三十一号
日程第十三	議案第三十二号
日程第十四	議案第三十三号
日程第十五	議案第三十四号
日程第十六	議案第三十五号

専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
専決処分の承認を求めることについて（昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号））
下水道事業の事務の委託について
東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合の規約の変更について
昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算（第一号）
昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
昭和六十三年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）
福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 日程第十七 議案第三十六号
- 日程第十八 議案第三十七号
- 日程第十九 議案第三十八号
- 日程第二十 議案第三十九号
- 日程第二十一 議案第四十号
- 日程第二十二 議案第四十一号
- 日程第二十三 陳情第六十三—七号
- 日程第二十四 陳情第六十三—八号

- 日野 八 野吉三三
- 日野 十 野吉三三
- 日野 六 野吉三三
- 日野 五 野吉三三
- 日野 一 野吉三三

福生市表彰条例に基づく一般表彰について
 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
 市道路線の認定について
 市道路線の廃止について
 ひまわり作業所に対する補助金交付に関する陳情書
 ジュネーブ条約追加議定書の加入に関する陳情書
 東京市市営公平委員会共同設置する式公共団体の建設費
 日本郵政の郵便物の運送に際しての収入
 東京市市営公平委員会共同設置する式公共団体の建設費
 日本郵政の郵便物の運送に際しての収入
 東京市市営公平委員会共同設置する式公共団体の建設費
 日本郵政の郵便物の運送に際しての収入

開議日 六月十三日（日） 午前十時

昭和六十三年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

午前十時 開議

○議長（村尾栄次君） ただいまから昭和六十三年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、六月十日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず、本会議第二日目に新たに提出された案件はございません。したがって、本日の日程でございますが、本会議初日に残りました一般質問を冒頭に組みまして、そのほかは本会議初日と同じ順序といたしました。

以上のように議会運営委員会といたしました決定でしたが、本日の議会が円滑に運営されますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一初日に引き続き一般質問を行います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 四項目にわたり一般質問をさせていただきます。

まず第一項目の質問は、中学校給食について。その後の経過についてお尋ねいたします。
 私は、この件につきましては昨年の六月、十二月、そして、ことしの三月議会で質問をしてきたところでございます。ことしの三月の議会においては、教育委員会より、諮問機関を設けることを教育委員会です承りいただいた、そして内容等については、今後具体的に検討してまいりたいという答弁でありました。そこで、この諮問機関の発足は、いつになるのか。発足してからも、当然一定の時間が必要になることから見ましても、早く諮問機関の発足を図るべ

きたと思います。現在、どのように部内で検討されておりますのか、まずお尋ねいたしたいと思います。

二項目目は基地問題についてであります。横田基地につきましては、軍事的な面からの問題、住民との問題、地方自治体との問題など、さまざまな問題が存在しています。今までも歴代市長との間で議会のたびごとに横田問題での見解をお聞きしてきたところであります。今議会におきましては、石川市長初の議会ということもありまして、私は、横田基地問題で従来の市長がとってきた見解と同じなのか、それとも違うのか、それらを明らかにしていただくために次の七点の質問をするものでございます。答弁をよろしく願います。

一点目は、下水道料金の問題であります。

ことしの第一回定例会でも質問したところでありますが、その中で明らかになりましたことは、福生市の下水道使用料条例二条二項の適用によって、横田基地に対しては年間約三千二百万円の下水道料金をサービスしていることであります。一方、市民に対しては、下水道使用料条例、この二条二項の適用によって二百九十五万円しかサービスにならないこととありました。一体、条例というのはだれのためにあるのかと疑いたくなるようなことが現実存在しているわけです。もっとも市民は、この二条二項がなくてもこの二百九十五万円のサービスは受けられることははっきりしております。

そうなりますと、なおさらのこと、この下水道使用料条例二条二項の存在は、基地にサービスをするだけのものではないと言わざるを得ません。石川市長におきましては、こうした基地だけに大サービスをする条例を、今後改めていく考えがあるのかどうか、まず第一番目にお尋ねするものでございます。

二点目は、軽自動車税の問題であります。

基地の軍人、軍属の所有する軽自動車税は、その税額が軽乗用では市民七千二百円、軍人軍属は二千六百五十円、オートバイは市民は四千元、軍人軍属は九百円というように市民の三分の一から四分の一と大サービスをしております。しかも、この税額は五十九年四月から据え置かれたままであります。かかる不公平なことがまかり通ることが本来許されるものではないと私は考えるものでございます。市長におかれましては、こうした不公平なことを改める考えがあるのかどうか、お尋ねするものでございます。

三点目は、市街地上空飛行の騒音測定の実施についてであります。

この問題での今までの市当局の答弁は、リサイクルセンター敷地内で測定するのが一番確実だと判断しているということであり、他の市街地上空、例えば市役所屋上での測定はやらないということである。いつまでもこんなことでよいのかと私は申し上げた。市民の騒音による影響を具体的に把握するならば、当然測定をしなければならないと考えるものです。常時測定もしくは臨時的な測定を問わず、実施すべきであり、そのためにも専用の測定機を当然購入しなければならないと思います。石川市長においてはどのように考えておられるのか。また現在、測定している所及び今後測定する所に限らず、騒音データ等は、やはり市民にきちんと公表すべきであると思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねするものでございます。

四点目の、今後考えられるE2Cの訓練やブルーインパルスの曲技飛行についての対応についてお尋ねいたします。今までの市長は、E2Cの訓練については一応反対の表明をしておりましたが、日米親善友好祭のときに実施されたブルーインパルスの曲技飛行につきましては、中止要請はやらないと言って曲技飛行を容認してきました。昨年の日米親善友好祭のときには、住民の反対、横田基地公害訴訟の東京高裁判決などもあり、曲技飛行は中止せざるを得なかった。しかし、ことし以降もこれが中止になるという保証はありません。石川市長におきましては、この件についてどのような態度表明をされるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

五項目は、横田基地との間の消防協定についてであります。

東京消防庁と横田基地との消防相互応援協定が結ばれており、ことし五月にこれが更新になりました。東京消防庁が基地と結ぶ協定とはいっても、第九条で「福生市を含む基地周辺八市町の消防団員を含むものとする」となっておりますから、だからこそ当然東京消防庁では協定を改定するに当たって市長の同意を求めていると思ひます。今回の更新に当たっても、福生市はこの同意を文書で出していると思ひます。

しかし、この消防協定は、各自治体相互に結ばれているものとはわけが違います。何よりも消防法の適用が及ばないところとの協定であって、万が一にでも基地内で大規模災害が発生したとするならば、どこに何があるのか、例えば爆発物の存在あるいは核の存在、放射性物質の存在などが全くわからないままに消火活動に当たることになると思ひます。その上、負傷しても死亡しても補償は要求しないとなっているわけです。この協定は相互応援協定となっておりますが、相互どころか、とんでもない一方的な基地応援協定であると思ひます。市長の見解をお聞かせいただきたい

いと思います。また同時に、協定文書を議会に提出していただきたいと思いますが、いかがでありましょうか。

六点目は、基地外居住の軍人軍属の対策についてであります。

基地外の市内に在住する軍人軍属がふえるにつれて、騒音とか違法駐車とか、市民生活上のモラルの問題が発生してきております。市当局は、こうした基地外居住者に対して、市民生活上のモラルをきちっと守るように基地司令官に申し入れる必要があると思いますが、どう対処していけるのかお聞かせいただきたい。また同時に、市内在住の軍人軍属の住所や建物名などの実態把握もきちんと行われていると思います。それらについてもお聞かせいただきたいと思います。

七点目の基地交付金の考え方についてであります。

国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに施設等所在市町村調整交付金は、国の予算額がふえないこともありまして、当市においては五十六年度の十一億五千万円から全く横ばいの状況が続いております。この間に、市民の固定資産税総額は七〇％もふえております。

そこで私は、前々から要望していることといたしまして、一体基地の固定資産税や市民税などが幾らになるのかというのを幾つかのモデルケースをつくって福生市案というものをつくるべきだと提案しているわけでありまして。そうした作業は市長が判断を下さなければできないわけでありまして、この際、基地の資産及びその評価額の問題、ドル資産の問題、軍人軍属等の所属の問題など、福生市として最大限の努力を払って推計しながら市案をつくっていただきたいと思っております。石川市長におかれましては、どのように考えておられるのか、また現行の基地交付金、そうしたものについての見解もお尋ねいたすものでございます。

以上、基地の問題、七つの質問といたします。

三項目目の非核都市宣言をする考えについてであります。

前市長は、非核都市宣言については、昭和四十五年の世界平和都市宣言と昭和五十六年の非核三原則堅持に関する意見書が可決されているので、新たな宣言の必要はないと考えていると、この件については答弁しておりました。しかし、既に全国の保守、革新を問わず、千百を超す地方自治体が非核都市宣言を行い、大きな流れになっていくことは御承知のことと思います。石川市長におかれましては、この非核都市宣言については、宣言をしていく考えがおあ

りなのかどうか、その辺のところについてお聞かせいただきたいと思っております。

四項目目は、六十三年度平和祈念事業についてであります。

福生市は、本年度初めて平和祈念事業費といたしまして講演会講師謝礼二十万円の予算計上をいたしました。しかし、問題は、その執行に当たって、この祈念講演は共催事業として共催の相手は世界連邦建設同盟福生支部とだけしかやらないと三月の予算委員会の際に説明しておりました。私は、こうした平和祈念事業を本当に実りあるものにすると考えれば、特定団体としか共催しないんだという狭い考えではなくて、団体の大小を問わず、この祈念事業を実りあるものになしように考えるどのような団体でも共催事業に参加できるようにするのが、地方自治体として当然の取るべき方法だと考えております。石川市長におかれましては、これを改めていくような考えをお持ちになっておられるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

登壇によつての質問は以上でございます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) どうも皆さん、おはようございます。松山議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず最初に、中学校給食についてでございますが、これは教育委員会より答弁をさせますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に基地問題について、一から七まであるわけでありすけれども、これについてお答えをさせていただきたいと存じます。

第一点目でございますが、横田基地の下水道使用料についてでございますが、去る三月定例会の一般質問で、前田村市長から、また詳細には担当部長から答弁がされているところでございますが、横田基地内の住宅については、条例の使用料算定規定に基づき住宅扱いとなつて小口料金が適用されているものであります。現行条例は、下水道法の使用料の原則に沿つて定められているものと思ひます。横田基地も一般市民あるいは事業所と同様な算定方法で徴収すべきと思ひます。したがひまして、横田基地に限つては、条例第二条第二項の適用を除外するという考えは今のところ持つておりません。

それから二番目の軽自動車税の減免についてということでありすけれども、これは軽自動車税の減免については、

御質問の趣旨は不均一課税を改める考えがあるのか否やの、こういうことで承った次第でございますが、結論から申し上げさせていただきますならば、現時点では不均一課税を中止することはできないと申し上げさせていただきます。

理由といたしましては、日米合同委員会において合意された税率によって徴収することになっておりまして、自治体の考えのみで変えるということは、なかなかこれは難しいことではないかと、こういう見解からであります。

次に三番目でございますが、市街地上空飛行の騒音測定の実施についてということでございますけれども、これは、さきにも御質問いただいたようでございますけれども、私といたしましては、当面、従来の進め方でまいりたいと考えておりますけれども、今後の検討の中で、なおよりよい方向について考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。ちょっと、あるいは抽象的かもしれませんが、こういうふうなことで御理解を賜りたい、こんなふうに思います。

それから四点目の、今後のE2Cの訓練やブルーインパルス曲技飛行の対応についてということでの御答弁ということでございますが、ミッドウエー艦載機E2Cによる飛行訓練が今後実施されるような場合におきましては、私といたしましては、これ以上住民の生活環境が損なわれることは好ましくないと考えております。そこで、周辺六市町に御相談申し上げ、従来のように周辺六市町連名によって中止要請を関係機関にいたしたいというふうに考えております。

ブルーインパルスにつきましては、昨年七月の東京高裁における横田基地公害訴訟の控訴審の判決の中で、ブルーインパルスの曲技飛行は、昭和三十九年の日米合同委員会における合意事項に違反するものであるとの判断が示されております。私といたしましては、この判決を尊重いたしまして今後の対応をいたすと考えてございますので、よろしくお願いをいたしたいと、こんなふうに思います。

それから今度は五点目でございますが、これは消防協定に対する考え方ということでございますけれども、消防協定につきましては、東京消防庁と関係市町との消防事務委託がすべて受託された後、現在の協定が、昭和五十七年四月七日に東京消防庁と米空軍四七五空軍団との間で六年間の協定を締結したわけでありまして、今後引き続き協定を更新していくわけですが、この協定は、火災予防あるいは火災からの人命、財産の保護及び消防活動にお

いて、お互いに応援し合うことを基本に、相互応援協定を締結したものでございます。なお、この協定の中には従来から消防団員も含まれておりますが、特別には問題はこれはないというふうな認識でおります。

それから六点目でございますが、これは基地外居住の軍人軍属の対策でございますが、これは、この間遠藤議員さんにも御答弁申し上げたとおりのような状態でございまして、実態をできる限り把握いたしまして、しかるべき対応を考えていくつもりでございますので、その辺よろしくお願いいたしたいと存じます。

それから七点目の基地交付金の考え方についてということでありまして、基地交付金の制度について私が申し上げるまでもなく皆様の方がよく御存じのことと存じますが、法で定めるところにより、合衆国軍隊が日本国において使用し、または所有する固定資産については非課税となっておりまして、これにかわるものとして、財政補給金的なものとして交付されているものと理解をいたしておるわけでございまして、そのほかいろいろと御質問をいただいておりますが、細部については承知しておりませんので、今後さらに研究してみたいと思っております。これは、やはり一度繰り返しますが、やはりさらに研究をしていく必要があると思うんであります。

いずれにいたしましても、国家予算が昭和五十六年度以降据え置きという実態でございますので、全国基地協議会等を通じて、今後も増額運動を進めてまいりたいというふうに思っております。増額運動は、やっぱり何としてもやらないといけないということでありまして、

次に非核都市宣言についての御質問でございますが、本件につきましては、六十年六月議会で同様の御質問をいただいておりますけれども、当市におきましては、昭和四十五年に宣言いたしました世界平和都市宣言にも戦争防止、原水爆の脅威から人類を守り、人類永遠の平和を確立するために努力する旨の宣言がなされておりますし、昭和五十六年には、非核三原則堅持に関する意見書も可決されておりますことから、新たな宣言の必要はないというふうに考えております。また議会におかれましても同様の理由から非核・平和福生市宣言制定に関する陳情が不採択になっているといったような経緯もございます。

いずれにいたしましても、我が国の国是とも申すべき非核三原則を政府に厳正に遵守していただくことが最高の手だてであると考えておりますので、御理解をいただきたいと、かように思います。

次に、これは最後ということになりますけれども、平和祈念事業についての御質問でございますが、本件につきま

しては、三月議会の予算特別委員会で同様の御質問をいただいておりますが、その際に前田村市長が御答弁申し上げておりますように、市内におきまして世界の恒久平和を築くため、世界連邦運動で活動され、当市の補助金の助成団体でありますところの世界連邦建設同盟福生支部と共催で、平和を願う集いを実施してまいりたいというふうに思っております。なお、この催しにつきまして、市広報で広く市民に周知させていきたいと、こんなふう考えております。

以上で松山議員さんの御質問に対する御答弁といたします。

○教育次長（古谷正夫君）

自席からお許しをいただきまして、中学校給食について御答弁させていただきます。

この中学校給食の問題につきましては、本定例会の初日に仲村議員さんの御質問でも御答弁申し上げたところでございますけれども、現在につきましては、諮問機関であります審議会を設置いたしましたして、その中で検討していただくというふうなことでございます。現在、その設置に向けて慎重に検討している最中でございますので、よろしくどうぞお願い申し上げる次第でございます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） 基地関係の消防協定につきましての中の一部でございますけれども、市長の補足答弁をさせていただきます。

この五月七日に東京消防庁と米軍の四七五航空団との間に協定が成立したわけでございますけれども、これを議会への公表ということでございますけれども、これはあくまで消防庁と米空軍第四七五航空団との問題ということでございますので、消防庁の意向の問題がありますので、現状では今考えてございません。よろしくお願い申し上げます。

○十一番（松山 清君）

自席から再質問をさせていただきます。

まず市長の答弁は、市長自身が所信表明で基地に対する考え、こうしたものは今までの市長の進め方と基本的に同じだと言っていることから見ますと、前市長の答弁と同様というのは当たり前といえは当たり前かもしれません。ただし若干二、三違うと感じられるようなところもありました。しかし、基本的には変わっていないわけですね。

問題は、そのことが前市長と同じような進め方をするということが、所信の表明の方では福生市民にとって賢明なあり方や選択だというふうに言っておりましたけれども、私はそうじゃなくて、そうした選択は、福生市民にとってとんでもない選択になってしまうんじゃないかというふうに感じるわけでございます。

また、いろいろ市長の若干の答弁また市長が選挙期間中のその時点でも言っておられることをいろいろお聞きいたしますと、こうした市政を担当した今までの田村さんとか石川常太郎さんよりも、一層基地へ協力をしていくような方向、そうした市政を運営していく可能性、そうしたものを私としては強く感じられるわけでございます。これは率直な私の感想でございます。それはなぜかと申しますと、例えば市長さんは、この議会の中ではまだ余り質問がありませんから言っておきませんが、いろいろなことを今までも言っておられましたよね。

例えばこんなことを言っておられたわけですね。基地はない方がいいに決まっている。しかし、国の約束でやっている、日本が有事のときにはアメリカが来てくれる。しかし、アメリカが有事のときには日本は行かなくてもいい、そのかわり基地を出せということになっている。だとするならば、基地を活用するのが福生の生きる道じゃないか、アメリカ人と一番接せられるわけだからテキサスの何があるとか、カリフォルニアの何があるかということになれば、原宿へみんな行くように、新宿からも八王子からも福生に買い物に来てくれるかもしれない。二十年后三十年後になるかもしれないが、夢ではないと思っている。基地というイメージだが、これをクリーンイメージにすることができないか。こういうふう言っておられるわけです。

さらにボルテージが上がりました、長崎の出島のようなアメリカの文化の窓口、八王子がどうも好きですね、これ、これも八王子からも都心からも買い物に来る、そんなまちにしたいと考えている。こういうふうなことをあっちこちで言っておられたんじゃないかと思うんです。

こうしたことと従来の市政担当者のその後の基地の問題では引き継ぐんだというようなことをつけ合いますと、大変私はやはり方向としては、今までとそう単純に同じというふうにはいかなんかと思うんですね。もちろん、これはいわゆる選挙の場ですから、多少いろいろ膨らみもあるでしょうけれども、そういうことを勘案しても私は違うなと思っているんですね。

また、こうしたところで言っていることを見ましても、市長は認識の不足、もしかしたらそうじゃなくて、自分は本当のことを知っていないながら、あえてそのように話していたのかどうか知りませんが、例えば、日本の有事の際の問題に言っておるわけですが、日本が有事のときにアメリカが来てくれる、その反対には行くことがないということじゃないんですね。日本が単独の有事になるなんていうことは、それはアメリカ自身も考えてないわけ

で、要はアメリカ有事に日本が自動的にそれに巻き込まれていく、その危険が一番あるわけでございまして、そうしたことを私が申すまでもなく、市長は十分御承知かと思えます。それでも、その逆のことを言っておられるのかなというふうに私は思っているわけでございます。

こうしたことは大変私は極めて政治的な発言だなというふうに思っております。どちらにしても市長がそこから方向づけているのは、基地を活用するのが福生の生きる道じゃないかということでありますね。それで二十年三十年先でも福生は、言ってみれば基地がなければやっていけない、自立することができないまちにするというふうになっってしまうと思うんですね。ですから、そういう点で言えば、ここに私は今までの姿勢と違うなと感じるんですけれども、なお一層進んだ基地との福生の運命共同体論、そうした展開が私はあると思うんです。そういうことにつきまして、さらに基地というイメージと、これをクリーンイメージにするんだと、これに一生懸命腐心しておりますのは当のアメリカ自身なわけです。ところが、これは市長が買って出るといわけですね、これをやるために。そうしますと、まさに横田基地の文化渉外担当のようなことを市長自身がやろうというのかなというふうに私は感じられてしょうがないわけですね。

ですから、今現在、福生市の本当に置かれている現状というのは、長期にわたる基地の影響によって大変厳しい状況になっていっていると思うんですよ。ですから、もう今までのような手法ではこれを直すことはもちろんないし、皆さんにも処方せんもないと、私は言わざるを得ないと思うんです。

だから、正しい方向でやっぱりこれを解決していかなくちゃならないと思うんですね。そういう点では、やはり私も基地のまちから教育のまちへの大転換だということを掲げましたけれども、私はこれがやはり今福生市の目指していく一番正しい方向だというふうに確信しているわけであります。

また市長は、今後これが福生市だというような市風を醸し出すというようなことも言っておりましたけれども、こういう表現はなかなか酒屋さんの表現かもしれないかもしれませんが、やっぱり重い基地という荷物を背負ったままで本当に誇りのあるような福生の市風というような、そうしたものを醸し出すことはできないと思うんですね。そういう点では、ここに具体的なもので私は今回お聞きいたしました。いろいろ総体的なものについては、今後大いに議論をしていきたいと思っております。その節については大いにやっていきたいと思っております。

そこで具体的な問題についてちょっと立ち入ってお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

その一つは、中学校給食につきましては金曜日にも答弁がありました。それで同じというふうに考えてよろしいんだと思うんですけども、もう一度言いますと、いわゆる金曜日には六十四年度に発足というか予算計上するんだというようなことでありましたよね。それでよろしいのかどうか、確認していききたいと思えます。

なぜ、その諮問機関の発足がどんどんどんおくられているのかということをおっしゃるとはっきりさせていたいただきたいと思っております。

少なくとも、ことしの二月末に教育委員会ではこれを決めたわけですね。そうしますと、六十四年度の発足ということになりますと、丸々一年先になるわけでございますね。確かに独立した機関での決議ですから、これはもちろん尊重していかなくちゃならないと思いますけれども、それにいたしましても、二月に決めたのが、その発足が一年先になっってしまうというスローテンポでよろしいのかどうか。私は、やはりこの諮問機関が発足しましてからも大変時間がかかるわけなので、こうしたものについては、もちろんきちっと慎重にやらなくちゃなりませんと同時に、早くやるべきだというふうに考えているんですけれども、その辺で、もうちょっと設置に向けて慎重に対応するぐらいの答弁じゃなくて、もうちょっと中身を聞かせてください。

それから、もう一つ私はここでお願いしておきたいのは、この諮問機関の発足を早くすると同時に、こうした機関の発足に際しましては、特に女性の参加、特に主婦の立場からの参加、そうしたものを保証するような諮問委員の選出ということをぜひ考慮に入れていただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどういうふうに論議されておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから再質問の基地問題でございますが、下水につきまして、三月議会でもいろいろやりまして大分わかりました。それで、いろいろと立ち入ってお聞きしたいんですけれども、この下水道使用料条例二条二項で言っている、ここにあるもので二条二項の中で該当するもの、四十三件とか何か言っておりましたですね。それはすべてこの水道料金とリンクしてないもので、この二条二項が単独で適用されているものがあるのかどうか。わかりますね、いわゆる水道料金とリンクされてないで二条二項が単独で適用されているものは、基地の下水道以外にあるのかどうなのか。それから、共同住宅または事業所というふうに分かれていますけれども、これを共同住宅と事業所と、この別々に